



# 建築物の解体工事等を行う際には、 「石綿の事前調査」及び「調査結果の表示」 をお願いします。

大気汚染防止法では、平成18年8月31日以前に造られた建築物等の解体・改造・補修工事を行うにあたっては、「石綿に係る事前調査」の実施が義務付けられています。

事前調査の結果、レベル1、レベル2の石綿が確認された場合は、大気汚染防止法の「特定粉じん排出等作業」の届出が必要となります。(また、別途労働基準監督署に「石綿障害予防規則」に基づく届出も必要となります。)

また、調査結果について、石綿が無い場合であっても、解体等の工事場所に工事期間中、見やすい場所に掲示することが義務付けられています。

- 石綿 レベル1：石綿含有吹付け材  
レベル2：石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材  
注)「石綿含有」：0.1重量%を超えて石綿含有しているもの
- 特定粉じん排出等作業届出先  
長野市：長野市 環境部 環境政策課  
長野市以外：地方事務所 環境課
- 工事場所に掲示すべき事項
  - ① 調査を行った者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - ② 調査を終了した年月日
  - ③ 調査の方法
  - ④ 解体等工事が特定工事に該当する場合は、特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類
- その他
  - ① 事前調査の方法等については、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル2014.6（環境省水・大気環境局大気環境課）」を参照してください。  
[http://www.env.go.jp/air/asbestos/litter\\_ctrl/manual\\_td\\_1403/](http://www.env.go.jp/air/asbestos/litter_ctrl/manual_td_1403/)
  - ② 長野県では、既存建築物等におけるアスベスト含有建材の撤去及び処分の適正化を図るために、「アスベスト含有建材使用建築物等解体工事届出書」を建設リサイクル法第10条の届出先と同じの窓口へ提出をお願いしております。  
<http://www.pref.nagano.lg.jp/kenchiku/infra/kensetsu/shisaku/asbestos/todokede.html>
  - ③ 特定粉じん排出等作業以外（レベル3）の石綿含有建材の除去にあたっては、湿潤化等の飛散防止対策が必要となり、最終処分場での処分が必要となりますのでご注意ください。

長野県長野地方事務所環境課  
直通電話 026-234-9590  
FAX 026-234-9912  
E-mail nagachi-kankyo@pref.nagano.lg.jp

長野県長野地方事務所建築課  
直通電話 026-234-9530  
FAX 026-234-9567  
E-mail nagachi-kenchiku@pref.nagano.lg.jp